

「約款・規定集(個人のお客様用)」の新旧対照表

2020年6月

2020年6月19日を効力発生日として非課税上場株式等管理に関する約款を改定いたします。

下線部分が改定箇所になります。

改定後(新)	改定前(旧)
<p align="center">非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款</p> <p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、SMBC日興証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って非課税上場株式等管理契約または非課税累積投資契約をお客様と締結いたします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③非課税累積投資契約 租税特別措置法第37条の14第5項第4号に定める非課税累積投資契約をいいます。</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤非課税管理勘定 非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記録もしくは記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。</p> <p>⑥累積投資勘定 非課税累積投資契約に基づき非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記録もしくは記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。</p> <p>⑦勘定設定期間 非課税口座に非課税管理勘定または累積投資勘定を設けることができる期間をいいます。</p> <p>⑧ (省略)</p> <p>⑨非課税口座内上場株式等 非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等をいいます。</p> <p>⑩ (省略)</p> <p>⑪ (省略)</p> <p>3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社が定める「証券取引約款」、「つみたてプラン約款」その他の契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。</p>	<p align="center">非課税上場株式等管理に関する約款</p> <p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、SMBC日興証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って非課税上場株式等管理契約をお客様と締結いたします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p align="right">(新設)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④非課税管理勘定 非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記録もしくは記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年に設けられるものをいいます。</p> <p align="right">(新設)</p> <p>⑤勘定設定期間 非課税口座に非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>⑦非課税口座内上場株式等 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等をいいます。</p> <p>⑧ (省略)</p> <p>⑨ (省略)</p> <p>3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社が定める「証券取引約款」その他の契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。</p>
<p>(非課税管理勘定または累積投資勘定の設定)</p> <p>第2条 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定または累積投資勘定は、第3条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長からお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定もしくは累</p>	<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第2条 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定は、第3条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長からお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供が</p>

<p>積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定または累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合は、同日)において設けられます。</p> <p>3 お客様が非課税口座に累積投資勘定を設定される場合には、証券取引約款に基づき日興イーリートレードを利用されていること、かつ、つみたてプラン約款をご承認のうえで当社との間でつみたてプランに関する契約が締結されていることが条件となります。</p>	<p>あった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合は、同日)において設けられます。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第3条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」を、当社が定める期間に提出(当社が定める方法による当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。以下、非課税口座に関連する届出書、通知書等について租税特別措置法および関連政省令に同様の定めがある場合において同じ。)していただきます。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から9月30日までの間で当社が定める期間に提出していただきます。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は9月30日までの間で当社が定める期間は当該廃止通知書を受理することができません。なお、当社では別途税務署より受け入れた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 (省 略)</p> <p>①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>8 お客様が非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止しようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日から9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出していただきます。なお、当該変更届出書が提出されるより前に、非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>9 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第3条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」を、当社が定める期間に提出していただきます。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年または非課税管理勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から9月30日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は9月30日までの間で当社が定める期間は当該廃止通知書を受理することができません。なお、当社では別途税務署より受け入れた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 (省 略)</p> <p>①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</p> <p>②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>8 お客様が非課税管理勘定を廃止しようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日から9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出されるより前に、非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>9 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p>
<p>(非課税管理勘定または累積投資勘定における処理)</p> <p>第4条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、非課税上場株式等管理契約または非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、それぞれ非課税管理勘定または累積投資勘定において処理いたします。</p>	<p>(非課税管理勘定における処理)</p> <p>第4条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。</p>
<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>イ. (省 略)</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当社非</p>	<p>(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>イ. (省 略)</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当社非</p>

<p>課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当社に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。) から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当社に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。) から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13第11項に規定する上場株式等</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り)のみを受け入れます。</p> <p>①第2条第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>第6条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨および当該注文が成立した場合の取得対価の額(以下、「注文時取得対価額」といいます。)の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、受入期間内に既に受け入れた上場株式等の取得対価の額(当社が既に受注し未成立の注文に係る注文時取得対価額を含みます。)と新たな注文時取得対価額の合計額が120万円を超えている場合は、当該新たな注文時取得対価額に係る取引を非課税口座で行うことはできません。その場合およびお客様から非課税口座に設けられた非課税管理勘定への受入れである旨の明示のお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限り)。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>第6条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨および当該注文が成立した場合の取得対価の額(以下、「注文時取得対価額」といいます。)の明示を行っていただく必要があります。なお、受入期間内に既に受け入れた上場株式等の取得対価の額(当社が既に受注し未成立の注文に係る注文時取得対価額を含みます。)と新たな注文時取得対価額の合計額が120万円を超えている場合は、当該新たな注文時取得対価額に係る取引を非課税口座で行うことはできません。その場合およびお客様から非課税口座への受入れである旨の明示のお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限り)。</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第7条 非課税管理勘定における非課税口座内上場株式等の譲渡は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>④ (省 略)</p> <p>2 累積投資勘定における非課税口座内上場株式等の譲渡は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとします。</p> <p>①当社への売委託による方法</p> <p>②当社に対して譲渡する方法</p> <p>③租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第7条 非課税口座内上場株式等の譲渡は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>④ (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

<p>(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第8条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、<u>非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し</u> (振替によるものを含むものとし、第5条第1項第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、<u>非課税管理勘定に受け入れた後直ちに非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)</u>には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 <u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し</u> (振替によるものを含むものとし、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>があった場合 (同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、<u>累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)</u>には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第8条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、<u>非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し</u> (振替によるものを含むものとし、第5条第1項第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、<u>非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)</u>には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします (第3条第9項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>①お客様から当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「<u>非課税口座内上場株式等移管依頼書</u>」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に<u>特定口座を開設していない場合</u> 一般口座への移管</p> <p>③第1号および第2号のいずれにも該当しない場合 特定口座への移管</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>①お客様から当社に対して第5条第2号の移管を行うその他必要事項を記載した「<u>非課税口座内上場株式等移管依頼書</u>」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して<u>特定口座への移管を希望しない旨の申し出がなかった場合</u> 特定口座への移管</p> <p>③第1号及び第2号のいずれにも該当しない場合 一般口座への移管</p> <p>3 前項第2号に該当する場合には、お客様から当社に対して、<u>特定口座に移管がされる上場株式等に係る租税特別措置法施行規則第18条の11第17項各号に定める事由が記載された租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があったものとみなして、同号の規定を適用します。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第9条の2 この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします (第3条第9項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に<u>特定口座を開設していない場合</u> 一般口座への移管</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

<p>②前号に該当しない場合 特定口座への移管</p>	
<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第10条 当社は、お客様から提出を受けた第3条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様のご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様からご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>①当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日におけるご氏名およびご住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされた当該基準経過日におけるご氏名およびご住所</p> <p>②当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日におけるご氏名およびご住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載したご氏名およびご住所</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日におけるご氏名およびご住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様のご氏名およびご住所を確認できた場合またはお客様からご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き) 第11条 お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年の当社が定める期間に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が定める期間に、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</p> <p>3 2024年1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(非課税口座内の投資信託受益権等の累積投資取引に関する取扱い) 第12条 (省 略)</p>	<p>(非課税口座内の投資信託受益権等の累積投資取引に関する取扱い) 第10条 (省 略)</p>
<p>(非課税管理勘定における金額・株数指定取引に関する取扱い) 第13条 お客様が、当社所定の方法により、金額・株数指定取引に関する契約を申し込み、当社が承諾した場合に、証券取引約款第9章で規定する金額・株数指定取引口座(以下、「金株口座」といいます。)を非課税管理勘定に開設することができます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>①非課税管理勘定に開設された金株口座においては金額指定取引、全部売却および株数指定売却のみの取扱いとなります。ただし、株数指定売却は証券取引約款第16章に規定する日興イーリートレードのみの取扱いとなります。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>④ (省 略)</p>	<p>(非課税口座内の金額・株数指定取引に関する取扱い) 第11条 お客様が、当社所定の方法により、金額・株数指定取引に関する契約を申し込み、当社が承諾した場合に、証券取引約款第9章で規定する金額・株数指定取引口座(以下、「金株口座」といいます。)を非課税口座内に開設することができます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>①非課税口座内に開設された金株口座においては金額指定取引、全部売却および株数指定売却のみの取扱いとなります。ただし、株数指定売却は証券取引約款第16章に規定する日興イーリートレードのみの取扱いとなります。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>④ (省 略)</p>
<p>(契約の解除) 第14条 (省 略)</p> <p>①お客様から租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合</p>	<p>(契約の解除) 第12条 (省 略)</p> <p>①お客様から租税特別措置法37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合</p>

<p>当該提出日</p> <p>②租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>③お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14第31項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ (省 略)</p> <p>2 前項第4号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当社に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにご留意ください。</p>	<p>当該提出日</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>③お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ (省 略)</p> <p>2 前項第4号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当社に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにはご留意ください。</p>
<p>(届出事項の変更)</p> <p>第15条 (省 略)</p>	<p>(届出事項の変更)</p> <p>第13条 (省 略)</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第16条 (省 略)</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第14条 (省 略)</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第17条 (省 略)</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第15条 (省 略)</p>
<p>(合意管轄)</p> <p>第18条 (省 略)</p>	<p>(合意管轄)</p> <p>第16条 (省 略)</p>
<p style="text-align: right;">以上 2020年6月19日改定</p>	<p style="text-align: right;">以上 2020年4月1日改定</p>